

環境に配慮したまちづくり

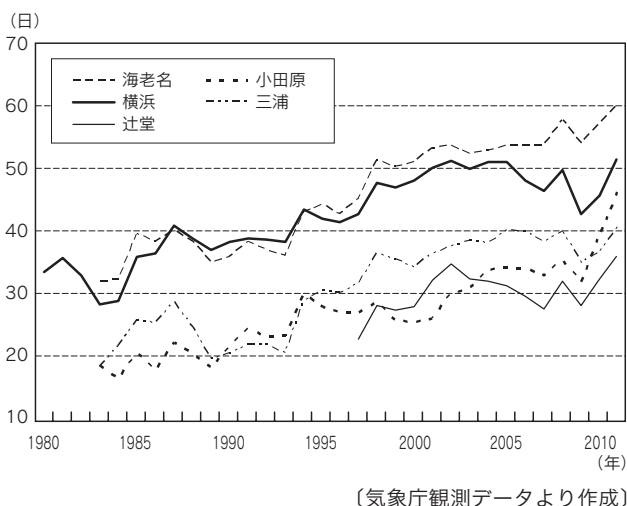
1 環境に配慮したまちづくりの現況と課題

神奈川の都市は、表情豊かな自然や歴史に培われた文化に恵まれている一方、経済成長期の急激な都市化の進展により、都市の身近な緑地が減少し、無秩序に拡大した市街地や画一的な都市が形成されてきました。

また、近年では、地表面の人工化や人工排熱などにより真夏日や熱帯夜が増加するといったヒートアイランド現象も顕在化し、環境に配慮したまちづくりが求められています。

こうしたことから、自然や歴史、文化を尊重し、地域の個性を活かした魅力ある景観の保全や創造、都市公園や水辺施設等の整備、都市アメニティ（快適さ）の向上などが課題となっています。

▶図2-8-1 真夏日日数の推移（5年移動平均）



2 環境に配慮したまちづくりに関する県の取組

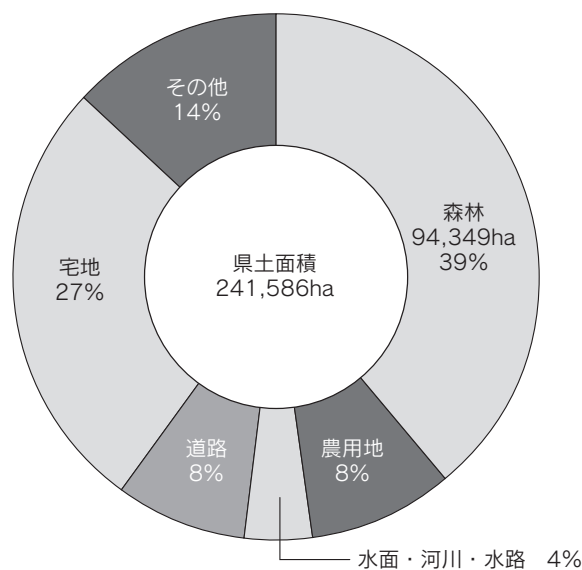
① 都市公園、うるおいあるみち空間などの形成【都市公園課、道路管理課、道路整備課】

都市部では、身近なみどりや里山などの雑木林等が減少しており、土地利用面積割合をみると、県土面積241,586haのうち、約40%が森林となっています。

そこで、県では、県立都市公園の整備や道路などの公共施設の緑化により都市のみどりの質的・量的な創造と保全を推進しています。

平成23年度には、茅ヶ崎里山公園などの拡大整備等を実施するなど、みどり豊かで美しいまちづくりを推進しています。

▶図2-8-2 県土の土地利用面積割合



▶表2-8-1 各年度末の都市公園整備面積実績（単位:ha）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
都市公園面積	4,190	4,309	4,369	4,419	4,519

※数値は県と市町村の合計値

※平成22年10月1日現在。
面積割合は、概数です。

2 人や自然にやさしい水辺づくり【河川課、砂防海岸課、水産課】

県では、従来の安全対策に視点をおいた施設整備によって失われていた自然環境を保全していくため、現在、河川や海岸等の整備・改修にあたって、現存する多様な生物やその生育環境を保全・創造し、景観も含む周辺環境や人々の利用などにも配慮した川づくり、海岸づくりを進めています。

具体的には、平成23年度に、酒匂川において、護床工の整備に木工沈床を用い、魚類生息環境を確保するなど、自然環境と調和した川づくりを実施しました。

また、平成23年度に、茅ヶ崎海岸など12海岸で砂浜の回復・保全を目的とし、景観や自然環境に配慮した海岸保全施設の整備や養浜を実施しました。

▶表 2-8-2 自然環境に配慮した河川整備箇所数

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度予定
河川数	16	17	15	12	12

▶表 2-8-3 自然環境に配慮した海岸保全施設整備等箇所数

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度予定
海岸数	10	10	10	12	13



養浜（茅ヶ崎市中海岸）

3 景観まちづくり【都市整備課】

県では、平成18年12月に「神奈川景観条例」を施行しました。同条例では、県は、具体的な景観づくりは地域に身近な市町村が担うこととした上で、市町村の取組を支援するとともに、広域的な調整に努めることとしています。さらに、平成19年8月に、景観づくりに関する施策の総合的、計画的かつ広域的な推進を図るため、「神奈川景観づくり基本方針」を策定しました。また、平成20年2月には、県民、NPO、事業者、専門家、行政等の多様な主体による景観づくりの推進組織として「かながわ景観会議」を設立しました。

「神奈川景観づくり基本方針」で位置づけられた景観軸の一つである「なぎさ軸」について、平成22年3月に「なぎさ軸広域景観構想」を策定しました。



「かながわの景観」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f655/>

4 環境と共生するまちづくり【環境共生都市整備課】

■ 環境と共生する都市圏の形成

県では「県央・湘南都市圏環境共生モデル都市づくり推進要綱」に基づき、都市づくり事業を環境共生型に誘導しています。平成23年3月に、この要綱に基づき、浜見平団地建替事業（第1期先行区）について、事業者の独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社と環境共生協定を締結しました。

また、東海道新幹線新駅誘致地区を中心とした環境共生モデル都市ツインシティの事業化に向けて、平塚市及び寒川町と共同で調査・検討を進めており、平成23年度も引き続き、平塚市大神地区及び寒川町倉見地区において、市町と連携してまちづくりへの地元の合意形成に向けた取組を進めました。また、「環境と共生するまちづくり検討会」を3回開催し、地元関係者と意見交換を行うなど、環境共生モデル都市にふさわしいまちづくりの検討を進めました。



「環境共生モデル都市圏の形成」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6601/>

⑤ ヒートアイランド対策【地球温暖化対策課、環境科学センター】

県では、平成16年度にヒートアイランド現象の実態について調査し、複数の都市で中心市街地の高温化傾向を確認しました。また、平成17年度には前年度の調査結果を踏まえ「ヒートアイランド現象調査」を実施し、高温化が確認された都市を中心に地域特性を整理するとともに、その地域に効果的な対策例をとりまとめました。

環境科学センターでは、ヒートアイランドの発生状況を把握するため、独自に温度測定を行っている横浜市及び川崎市を除く県内40箇所以上で温度測定を実施しています。

また、横浜市、川崎市、本県の3自治体によるヒートアイランド問題連絡協議会を開催した際に、関係する県内市町村も加え、情報交換や今後の連携について検討しています。



神奈川県ヒートアイランド現象

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6703/>

地球温暖化&ヒートアイランド対策のための技術支援

<http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/center/topic/topic03contents.html>

⑥ 環境への負荷の少ない交通の推進【警察本部交通規制課、交通企画課】

■ 交通の円滑化の推進

県警察では、交通渋滞・交通公害を解消するため、交通信号機の集中制御化や車両感知器による交通量の収集など交通管制システムの高度化を進めるとともに、新交通管理システム（UTMS）の整備等を行い、交通の円滑化を推進しています。

特に新交通管理システム（UTMS）については、そのサブシステムの一つである、騒音・排気ガスを軽減して環境を保護する交通公害低減システム（EPMS）及び路線バスの定時走行を確保し、マイカー利用から路線バス利用への転換を促進する公共車両優先システム（PTPS）を既に整備、運用しているほか、渋滞情報や旅行時間情報をVICSを通じて提供して交通流の分散・誘導を図る交通情報提供システム（AMIS）の整備拡充を推進しています。



「交通管制センター紹介」

<http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesf3020.htm>

■ 交通需要マネジメントの推進

県では、市町村の取組みを促すための情報提供を行うほか、カーシェアリングの普及促進を図るため、県央地域（厚木）や湘南地域（藤沢）で公務利用を行うなど、交通需要マネジメントを推進しています。



「神奈川県「交通関係ソフト施策実施事例集」」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7142/>

「環境にやさしい車の使い方「カーシェアリング」」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7141/>

7 環境影響評価制度の推進【環境計画課】

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、大規模な開発事業を行う場合、それが環境にどのような影響を及ぼすかを、事前に調査、予測、評価し、その結果を地域の住民の皆さんにお知らせし、事業者、住民、行政が意見を出し合って適正な環境配慮がなされるための制度です。

県では、「神奈川県環境影響評価条例」を定め、昭和56年から環境アセスメント制度を実施してきました。平成9年には、調査等を行う前に調査項目や方法を定めるための手続や、事後調査の手続を新たに加えた改正を行いました。

さらに、環境影響評価法が平成11年に施行され、法の対象となる事業の手続を定めるなどの条例改正を行いました。また、平成21年には、評価項目に地球温暖化防止からの観点を追加等する内容の改正を行い、平成22年3月15日に施行しました。

そして、平成23年に環境影響評価法が一部改正されたことに伴い、条例でもアセス図書のインターネットによる公表等の改正を行い、平成24年4月1日に施行しました。現在は、規模要件の見直し等を含めた条例改正に向けて準備中です。

昭和56年の条例施行以来、対象となった事業は平成23年度末までに108件ありますが、種類別で見ると、「研究所の建設」が17件、「道路の建設」が13件、「電気工作物の建設」が10件などとなっています。また、このうち環境影響評価法の対象事業は17件となっています。

平成23年度は前年度から手続が継続している6件の内2件（ともに法対象事業）について、環境影響評価準備書の審査を行い、その他新たに2件の対象事業が審査に入りました。

▶表2-8-4 審査状況一覧

H24.3.31現在

事業名	方法書 / 実施計画書 諮問年月日	審査状況
麻溝台・新磯野土地区画整理事業	H14. 1.25	24年度手続き継続中
(仮称) 綾瀬インターチェンジ	H19.11.27	24年度手続き継続中
(仮称) ツインシティ（大神地区）土地区画整理事業	H19.12.27	24年度手続き継続中
相鉄・東急直通線	H21. 7.22	23年度に審査終了*
川崎火力発電所2号系列2軸、3軸設備増設計画	H21. 9.28	24年度手続き継続中*
(仮称) 下古沢・上古沢・愛名土地区画整理事業	H22. 3.25	24年度手続き継続中
中央新幹線（東京都・名古屋市間）	H23. 10.17	24年度手続き継続中*
横須賀ごみ処理施設	H23. 10.17	24年度手続き継続中*

※印は平成23年度中に審査を行った事業

「神奈川県環境影響評価条例」「神奈川県環境影響評価条例施行規則」「神奈川県環境影響評価技術指針」などの関係規定や、環境アセスメント手続の進行状況、環境影響評価審査会の開催状況などは、インターネットにより提供しています。


「かながわの環境アセスメント」
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f247/>

■ 環境配慮評価システム

県では、県が自ら実施する大規模な事業について、基本計画の段階で環境配慮の評価等を行い、より環境に配慮した計画の策定を行うため、「環境配慮評価システム実施要綱」を定め、平成14年度から実施しています。

このシステムの対象は、道路の建設、建築物の建設、用地の造成などの15種類の事業で、規模に応じて、第1種事業（おおむね環境影響評価条例の対象規模）、第2種事業（おおむね環境影響評価条例の対象規模の3分の1程度の規模）及び第3種事業（おおむね環境影響評価条例の対象規模の10分の1程度の規模）に区分し、その区分や事業の実施が環境に及ぼす影響の程度に応じた手続を定めています。

事業所管部局の作成した環境配慮検討書の提出、これに対する審議及びその結果の通知並びに通知内容に対する措置状況の報告が基本的な手続となっており、この手続を終了した案件については、それぞれの概要を公表することとしています。

この要綱や、これまでの実績などは、インターネットにより提供しています。



「環境配慮評価システム」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4164/>

2-8

環境に配慮したまちづくり